

# 会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 00 分

平成 26 年 6 月 10 日（第 1 日目）

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成 26 年第 2 回平泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、監査委員から平成 26 年 2 月分から 4 月分までの現金出納検査の結果について、報告がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、閉会中の報告事項については、印刷してお手元に配布したとおりですので、ご了承願います。

なお、町長から農業委員会委員の推薦についての依頼がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

議 長（青木幸保君）

続いて一部事務組合議会議員から一部事務組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会の報告を願います。

一関地区広域行政組合議会議員、大内政照議員。

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

それでは、23 ページをお開き願います。

一関地区広域行政組合議会報告書、一関地区広域行政組合議会について、その概要を次のとおり報告します。一関地区広域行政組合、副議長、阿部正人、議員、大内政照。

私が代表して報告いたします。

一関地区広域行政組合議会定例会の報告に先立ち、住民説明会などについて報告します。これは印刷物がありません。お耳をお借りしたいと思います。

利用自粛牧草の処理についての住民説明会を平成 25 年 12 月 20 日、大東清掃センター公害防止対策協議会において行いました。ここには田代副管理者ほか出席しております。平成 26 年

1月19日、所萱地区住民説明会、これには平山副管理者ほか出席されております。平成26年1月23日、寺崎前地区住民説明会、これについて私は出席しておりませんので、組合管理者が出席しております。

続きまして、仮設焼却施設、新焼却施設及び最終処分場の建設に係る住民説明会についてでございます。平成26年3月8日、狐禅寺地区生活環境対策協議会代議員説明会、勝部管理者が出席しております。平成26年3月8日、舞川7区、8区、9区住民説明会を行っております。勝部管理者が出席しております。平成26年4月18日、真滝4区住民説明会、勝部管理者が出席しております。平成26年4月21日、真滝3区住民説明会、これには私は出席しておりませんので、管理者が出席しております。平成26年4月23日、真滝2区住民説明会、勝部管理者が出席しております。平成26年4月24日、真滝5区住民説明会、平成26年4月28日、真滝6区住民説明会、以上、大東清掃センター及び一関清掃センター各地区の住民説明会で課題について説明しております。武田議長、それから阿部副議長、それから私と手分けして分担して出席しております。

以上で住民説明会の概要を報告を終わります。

それでは23ページの裏をご覧ください。

第24回一関地区広域行政組合議会定例会、期日、平成26年3月26日、午前10時、場所は一関市役所、付議事件、(1)認第1号、専決処分について、承認。(2)議案第1号、一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。(3)議案第2号、平成26年度一関地区広域行政組合一般会計予算、原案可決。(4)議案第3号、平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算、原案可決。(5)議案第4号、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)、原案可決。(6)議案第5号、あっせんの申し立てについて、原案可決。

続きまして、第25回一関地区広域行政組合議会定例会、期日、平成26年5月9日、午後2時、場所、一関市役所。付議事件、(1)報告第1号、繰越明許費の使用について、(2)議案第6号、監査委員の選任について、同意です。

それでは、24ページから28ページの裏まではお目通し願いたいと思います。

29ページ、議案第2号、平成26年度一関地区広域行政組合一般会計予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億3,224万1,000円と定めるということで、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるということで、31ページ、歳入歳出予算事項別明細書において説明させていただきます。

歳入、1款分担金及び負担金18億3,433万4,000円、2款使用料及び手数料1億8,740万8,000円、3款国庫支出金2,775万2,000円、4款財産収入5,264万2,000円、5款寄附金1,000円、6款繰入金8,599万3,000円、7款繰越金1,000円、8款諸収入4,411万円、歳入合計22億3,224万1,000円です。前年比、比較しますと2億2,497万円の減です。

続きまして、裏を見ていただきます。歳出です。1款議会費210万2,000円、それから2款総務費3,910万5,000円、3款衛生費19億5,408万5,000円、4款公債費2億3,394万8,000円、5款諸

支出金1,000円、6款予備費300万円。歳出合計2億2,224万1,000円です。前年比較では2億2,497万円の減ということになります。明細についてはお目通しを願いたいと思います。

続きまして、44ページ、議案第3号です。平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算です。第1条、事業勘定の歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ137億1,424万8,000円、サービス勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,349万8,000円と定めるということになります。明細につきましては、事項明細書で説明いたしますので、47ページをお開き願います。

平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計（事業勘定）予算に関する説明書で事項別明細書になります。

歳入、1款保険料が2億1,182万3,000円、2款分担金及び負担金1億9,574万4,000円、3款使用料及び手数料20万円、4款国庫支出金3億4,414万2,000円、5款支払基金交付金3億2,615万2,000円、6款県支出金1億9,734万7,000円、7款財産収入27万9,000円、8款繰入金3億6,197万6,000円、9款繰越金1,000円、10款諸収入52万4,000円、歳入合計137億1,424万8,000円です。前年比ではプラスの3億2,930万8,000円となります。

次のページ、47ページの裏をご覧ください。歳出です。1款総務費2億7,871万3,000円、2款保険給付費131億3,015万2,000円、3款基金積立金27万8,000円、4款地域支援事業費3億157万9,000円、5款公債費52万6,000円、6款諸支出金200万円、7款予備費100万円、歳出合計137億1,424万8,000円となります。前年比ではプラス3億2,930万8,000円となります。

続きまして、サービス勘定ですね、57ページをお開き願います。

平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計（サービス勘定）予算に関する説明書ということで事項別明細書になります。

歳入、1款サービス収入3,345万5,000円、2款繰入金1,000円、3款繰越金1,000円、4款諸収入4万1,000円、歳入合計3,349万8,000円となりまして、昨年と比較してマイナスの246万8,000円となります。

続きまして、裏をご覧ください。歳出です。1款サービス事業費が3,274万7,000円、2款諸支出金1,000円、3款予備費75万円、歳出合計3,349万8,000円です。これも前年比246万円8,000円のマイナスというふうになります。明細については以降をご覧願いたいと思います。

続きまして、61ページ、議案第4号、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）です。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条は繰越明許費のことです。

63ページをお開き願います。

補正予算事項別明細書において説明させていただきます。

歳入は6款繰入金8,519万6,000円、補正前ですね、ごめんなさい、補正後でお話しします。繰入金が1億4,644万7,000円、8款諸収入が2,594万1,000円、歳入合計が2億6,267万4,000円となります。

歳出につきましては、3款衛生費、計でいきますと1億9,037万9,000円、歳出合計が2億6

2,617万4,000円となります。

次に、64ページ、議案第5号、あっせんの申立てについてでございます。

次のとおりあっせんの申立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるということで、申立先が原子力損害賠償紛争解決センター、申立人及び相手方、申立人は一関地区広域行政組合、相手方は東京電力株式会社。申立ての趣旨及び原因、(1)申立ての趣旨、相手方は、平成25年3月31日までに発生した費用について、損害賠償の額3,923万8,914円を申立人に支払うようあっせんを求める。(2)申立ての原因、申立人は平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した経費について損害賠償を求めたが、相手方がこれに応じないためということ。明細については裏のページでございます。

次に65ページ、繰越明許費の使用についてでございます。

地方自治法第213条の規定に基づき、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するということです。明細については裏面でございます。

次に66ページ、議案第6号、監査委員の選任についてでございます。

次の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第292条において準用する第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。一関市東山町田河津字野土69番地9、小野寺興輝氏でございます。これは同意されております。

以上で報告を終わります。どうもありがとうございました。

議長（青木幸保君）

以上で一部事務組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を願います。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは諸報告の67ページをお開き願います。

行政報告を申し上げます。

3月16日、大矢邦宣先生を偲ぶ会、これは盛岡で行われまして、実行委員会、私も実行委員になりまして、岩手日報の社長が代表になって、先生のご遺徳にそれぞれ皆様方からお話等々ございました。

3月21日、平泉駅バリアフリー設備使用開始セレモニー、これは平泉駅の跨線橋の改築並びにエレベータの開始のセレモニーでございます。併せて、2番ホームへの屋根の設置も兼ねてのお披露目もございました。この時にはJR及び国土交通省へのお礼を申し上げたところでございます。

3月30日、土地改良事業地区営農推進功労者表彰東北農政局長賞の受賞祝賀会ということ、アグリ平泉がこれを受賞されたということでお祝いを申し上げたところでございます。

下段については、新しく新任された方々の着任等のごあいさつを対応したところでございます。

次のページになります。

4月6日、大矢邦宣先生を偲ぶ会ということで、これは町主催の先生を偲ぶ会ということで、町民をはじめ大変多くの方々においでをいただきました。

4月8日、県南広域圏首長懇談会ということで、これは初めての開催でございます。県南広域振興局管内の首長が一堂に会して、花巻以南の首長ですが、今後のまちづくりをどうしたらいいかということで初めての意見交換をさせていただきまして、それぞれ今事務段階でございますが、会議を持って進めているところでございます。いずれ、点ではなく面で、やはり今後の地域をどうするかということを検討しようということでの会議でございました。

4月9日、まちづくり地域懇談会、これは放射線に関係する町内の2団体、特にもお母さん方の関係の方々との意見交換をさせていただいて、今までの経過なり今後の対応について意見交換をさせていただきました。

4月18日から20日まで、中尊寺ハスの株分けセレモニーということで台湾の台北市に出向きまして、知事、中尊寺貫首等々と台北市の方に株をお分けしたということで、この日は定期チャーター便の初フライトということで、この初めてのチャーター便で台北市に行ってきたところでございます。

4月22日、東北ILC推進協議会総会、これにつきましては、今年度の取り組みをそれぞれ確認をしてきたところでございます。

4月23日、森林環境保全に関する調印式ということで、北上市に今度建設される合板会社プライウッドという会社と地域森林環境保全連携協定というものを結ばせていただいて、平泉の環境、特にも世界遺産の部分について、プライウッドとの今後の保全について取り組みをするということでの調印式を行ったところでございます。

下の方になります。5月3日、源義経公東下り行列、今年は俳優の山本裕典さんをお迎えして、大変多くの観光客に来ていただきました。春の藤原祭り、1日から5日までの観光客の入り込み数は33万9,000人ということで、前年よりも若干多い観光客においでいただいたところでございます。

次のページになります。

5月7日平泉ナンバーを実現させる会総会ということで、この時点では公布の日は決定されておりましたが、いずれ公布までこの組織は残すということを確認して、今後もPR活動をするというふうなことを決めさせていただきました。なお、このあと11月17日から平泉ナンバーが公布されるというふうなことに決定をされております。

5月16日、フタバ産業株式会社訪問ということで、三島社長と懇談をさせていただきました。今の自動車産業等々の情報についてお聞きをしたところでございます。

次の日です。5月17日、おくのほそ道の風景地ネットワーク設立総会でございます。これには文化庁で今回、国の名称指定ということで13カ所、うち平泉が2カ所あるわけですが、その市町、12市町のそれぞれの首長なり担当部長等が出席して、今後の奥の細道を使った広域的な観光というものについてそれぞれ意見交換をさせていただいたところでございます。

5月20日、酒田まつり、これは初めて訪問させていただきました。酒田の方では酒田36人集ということで毎年東下り行列に出羽の冠者・通衡役でおいでいただいております、初めて行きて、大変歓迎をいただき、今後の交流についても検討しようというふうなお話をいただいたところでございます。

5月21日、鬼の手会10周年記念式典・祝賀会ということで、これは宮城に岩手を応援する会という別名あるのですが、その10周年ということで、この鬼の手会には平泉の世界遺産にかかわりまして、登録に対しては大変なご協力をいただいたということで御礼を申し上げたところでございまして、岩手県からは知事、宮城からは奥山仙台市長が出席をして、それぞれお祝いを申し上げていただきましたし、それぞれ交流をさせていただいたところでございます。

5月27日、高エネルギー加速器研究機構施設視察ということで、これは筑波にKEKという研究施設があるのですが、そこに行きまして、今、ILCに向けてのどのようなふうな形で進んでいるかということ視察をさせていただきました。予想以上に試験的な機器もでき上がってきていまして、早速その機器を使って研究をしていくというふうな状況までなっていましたし、加速器での二次的な効果についても説明をいただいたところでございます。教育委員会からも行きまして、今後、子供たちにこの施設への視察といいますか、そういうふうなものやはり必要かということを感じて帰ってきたところでございます。

5月30日、放射線内部被ばく健康影響調査結果説明会ということで、今回、町内の希望者43人の方々、子供たちに対してのその結果の説明会を行いました。ヨウ素、セシウム全て43人については不検出ということで岩手大学の先生からそれらの公表、その後に講演会を開いたところでございます。

次のページをお願いいたします。

ライスアートinひらいずみということで、今年で6年目ということで今年の絵柄は弁慶ということで、町内外からたくさんの、およそ200人の参加者のもと盛大に開催されました。

6月1日、世界遺産3周年記念事業オープニングセレモニーということで、今年の世界遺産3年ということで6月1日という日をオープニングするということで、平泉文化遺産センターで特別展『みちのくの輝き 拡張登録を目指して』という特別展をスタートと併せて、超小型モビリティのラッピングのお披露目も併せて行ったところでございますし、同じ日にIBCのラジオウォーク、これもほとんど町外の方でしたが、520人の参加をいただき、合同してお祝いをしたところでございます。

6月2日、故大内雅孝氏の葬儀ということで、元教育長のその功績に謝意を申し上げたところでございます。

6月4日、世界遺産連携推進実行委員会総会がありました。これは一関、奥州、平泉町の観光商工会関係の方々と組織しております委員会でございます、今年も、特にも3周年ということで、一関・奥州のそれぞれのイベントを連携しながら、当地域の活性化に向けての確認を行ったところでございます。

最後になります。6月8日、ふるさと平泉会総会がございました。100人の参加で大変賑やか

に開催されまして、ふるさと平泉への熱い思いをそれぞれ聞いて帰ってきたところでございます。  
以上でございます。

議 長（青木幸保君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（青木幸保君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、3番、阿部正人議員及び4番、寺崎敏子議員を指名します。

---

議 長（青木幸保君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月17日までの8日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布した会期日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

---

議 長（青木幸保君）

ここで説明員及びその委任を受けた説明員の方々の退席を求めます。

暫時休憩します。

---

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

---

議 長（青木幸保君）

再開します。

日程第 3、常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配布した名簿のとおり選任することに決定しました。なお、議長は、議会全体を統理する立場から常任委員を辞退したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

委員長及び副委員長が決まっておりませんので、議長において直ちに各常任委員会を招集します。

総務教民常任委員会の会議場所は委員会室 1、産業建設常任委員会の会議場所は委員会室 2 において、それぞれ委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

---

休憩 午前 10 時 37 分

再開 午前 11 時 00 分

---

議 長（青木幸保君）

再開します。

日程第 4、常任委員長及び副委員長の互選についての結果を事務局長に報告いたさせます。

議会事務局長（高橋誠君）

それでは、常任委員長及び副委員長の互選の結果を次のとおり報告いたします。

総務教民常任委員長、4 番、寺崎敏子議員、総務教民常任副委員長、5 番、高橋幸喜議員。産業建設常任委員長、8 番、佐々木雄一議員、産業建設常任副委員長、9 番、千葉勝男議員。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

以上、事務局長の報告のとおり委員長及び副委員長が選任されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第 5、議会運営委員の選任についてを行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により 1 番、升沢博子議員、3 番、阿部正人議員、4 番、寺崎敏子議員、8 番、佐々木雄一議員、11 番、佐藤孝悟議員を議会運営委員にそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。委員長及び副委員長が決まっておりませんので、議長において、直ちに議会運営委員会を招集します。委員会室 2 において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

---

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 32 分

---

議 長（青木幸保君）

再開します。

日程第 6、議会運営委員長及び副委員長の互選についての結果を事務局長に報告いたさせます。

議会事務局長（高橋誠君）

それでは、議会運営委員長及び副委員長の互選の結果について、次のとおり報告いたします。

議会運営委員長、3 番、阿部正人議員、議会運営副委員長、1 番、升沢博子議員。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

以上、事務局長の報告のとおり委員長及び副委員長が選任されました。

暫時休憩します。

---

休憩 午前 11 時 33 分

再開 午前 11 時 36 分

---

議 長（青木幸保君）

再開します。

日程第 7、請願第 1 号、ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）改正を求める請願及び日程第 8、請願第 2 号、平泉町の子どもたちの甲状腺検査を求める請願並びに日程第 9、陳情第 1 号、町営建設工事の町内業者への優先発注につ

いてを一括議題とします。

日程第7、請願第1号、ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）改正を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

請願第1号、ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）改正を求める請願。請願者は、岩手県原爆被害者団体協議会会長、伊藤宣夫でございます。紹介議員は私、小松代智でございます。

朗読して説明に代えます。よろしく申し上げます。

ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）改正を求める請願。

請願の趣旨と理由。

私たちは、69年前広島、長崎で原子爆弾の被害にあった岩手県に在住する被爆者です。日頃より、原爆被害者に対する援護につきまして、多大のご配慮を賜っておりますことに、心から御礼を申し上げます。

今年が広島・長崎の被爆から69年になります。人類がつくり出したもっとも残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた私たちは、今日まで、自らの命を削る思いで被爆体験を語り、核兵器による犠牲が二度と生まれぬことを強く願って運動を続けてきました。この地球上から核兵器をなくすことは、私たち被爆者の悲願です。この願いはいまだ実現していません。そればかりか、東京電力福島第一原子力発電所事故によって新たな被曝者がつくられ、多くの命が危険にさらされています。残念でなりません。

私たちは、日本国民が安全に、安心して生きていけるためにも、貴議会が、現行法（平成5年制定）を改正し、原爆被害に対して国が償いをするを求める決議を採択し、政府（総理大臣）及び国会（衆参両院議長）にその意見書を提出くださるようお願いするものです。

広島・長崎の被曝者は、原爆による熱線、爆風、放射線で殺され、傷つけられました。かろうじて生き延びた人々も、街中に飛び散る放射線を浴びました。多くの被曝者が無一文になり貧困のどん底に落とされました。そして、今日まで、いのち、からだ、こころ、くらしに被害を受けつづけています。

しかし、現行法は、原爆被害を償う法律、国民の命を守る法律にはなっていません。

現行法の問題の第1は、原爆被害を放射線被害、それも初期放射線の被害に限定していることです。残留放射線、内部被曝を無視していることです。このような法律では、原爆被爆者だけでなく、原発事故等による被曝者も救われません。

その2は、被害に対する償いではなく、高齢化した被爆者に対する援護の法律になっていることです。

その3は、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」と表現して、遠い未来の課題としていることです。世界の世論は「核なき世界」に向けて大きく前進しています。唯一の被爆国としてすみやかな核

兵器廃絶を謳うべきです。

その4は、戦争被害受忍の立場に立った法律ということですが、日本国民は戦争による命、身体、財産の被害は我慢しなければならないとしていることです。

私たち被爆者が求めている原爆被害に対する国の償いとは、原爆被害を起こした責任を明らかにして謝罪すること、原爆によって破壊された、いのち、からだ、こころ、くらしを償うこと、ふたたび被爆者をつくらない証を明らかにすることです。

貴議会が、「現行法」を改正するため下記の内容を含む意見書を採択下さるようお願いいたします。

記、1、再び被爆者をつくらないとの決意を込め、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明示すること。2、原爆死没者に償いをする。3、すべての被爆者に償いをする。

以上でございます。十分にご審議をよろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

これで紹介議員の説明を終わります。

日程第8、請願第2号、平泉町の子どもたちの甲状腺検査を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

請願第2号、平泉町の子どもたちの甲状腺検査を求める請願。提出者は、子どもたちの未来を考えよう平泉の会、代表、遠藤セツ子、子どもの笑顔を守り隊、代表、千葉由香。紹介議員は私、升沢と小松代智議員です。

読み上げます。

平泉町の子どもたちの甲状腺検査を求める請願。

請願事項、平泉町に居住する子どもたちの甲状腺検査を実施すること。

平泉町は平成23年12月28日、東京電力福島第一原子力発電所による原発事故にかかわる放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定されました。事故以来4年目を迎えた今でもこのような環境で生活する子どもを持つ親御さんの気持ちを考えるといたたまれない思いがありますし、私たち自身の健康に対する不安も減少することはありません。

24年11月、私たちの会が放射線による健康被害から子どもたちを守るために、「ホールボディカウンターによる放射線内部被ばく検査を求める請願」を提出した際には、慎重審議をいただき、12月議会で採択していただきましたこと、感謝申し上げます。しかしながら、平泉町当局は県の方針と同じ尿検査のみを実施し、私たちが要望したホールボディカウンターによる検査は今現在も実施されておられません。

福島県では、東京電力福島第一原発事故による放射線の影響を調べる事故当時18歳以下の役37万人を対象にした甲状腺検査を実施した結果、甲状腺がんが確定した人は今年2月に公表した数より17人増えて50人、さらにがんの疑いとされた人は40人になっていることが最近分かりました。

28年前のチェルノブイリ原発事故では、4～5年後に子どもの甲状腺がんが急増したことから、汚染状況重点調査地域に指定された当町では早急に甲状腺エコー検査を含め、血液検査等すべての健康調査を実施すべきと考えます。

なお、千葉県松戸市では本年6月より、事故当時0歳から18歳までの市民に対して甲状腺エコー検査の助成金を出すことを決定しております。

科学的に被ばくの影響を証明する事が難しくとも、いま現に発生している事象を踏まえ、予防医学、そして早期発見早期治療という大原則の立場で、平泉町の未来を担う将来性豊かな子どもたちのために、事故当時、胎児から18歳以下の町民を対象にした甲状腺検査の実施を求めるものです。

参考資料として、26年5月19日に行われた第15回福島県「県民健康調査」検討委員会での資料と、26年5月24日付け東京新聞記事を添付いたします。

以上です。慎重審議をよろしく願いいたします。

議長（青木幸保君）

これで紹介議員の説明を終わります。

日程第9、陳情第1号、町営建設工事の町内業者への優先発注について、事務局長にその内容を朗読させます。

議会事務局長（高橋誠君）

（記 載 省 略）

議長（青木幸保君）

これで事務局長の朗読を終わります。

お諮りします。

この請願及び陳情については、議会運営委員会の協議に基づき議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）改正を求める請願及び請願第2号、平泉町の子どもたちの甲状腺検査を求める請願並びに陳情第1号、町営建設工事の町内業者への優先発注については総務教民常任委員会に付託して審査することに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第10、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、報告案件 1 件につきましてご説明を申し上げます。

議案書の 1 ページをお開き願います。

報告第 1 号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により、平成 2 5 年度繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて、別紙のとおり報告しようとするものでございます。

よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議 長（青木幸保君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

なければ次に進行いたします。

議 長（青木幸保君）

日程第 1 1、承認第 2 号から日程第 1 4、承認第 5 号まで、承認案件 4 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

承認案件 4 件につきましてご説明を申し上げます。

議案書 3 ページをお開き願います。

承認第 2 号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。専決処分の内容につきましては、4 ページの理由にありますとおり、地方税法等の一部改正に伴い町税条例の一部を改正する必要性が生じたため専決処分を行ったものでございます。

次に、1 0 ページをお開き願います。

承認第 3 号、平成 2 5 年度平泉町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。これにつきましては、1 1 ページにありますとおり、平成 2 5 年度平泉町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したものでございます。平成 2 5 年度平泉町一般会計補正予算（第 6 号）。平成 2 5 年度平泉町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,708万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4 億2,660万5,000円としたものでございます。

次に 1 6 ページをお開き願います。

承認第 4 号、平成 2 5 年度平泉町国民健康保険特別会計予算（第 5 号）の専決処分に関し承認

を求めることについてでございます。これにつきましても、17ページにありますとおり、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算について、次のとおり専決処分したものでございます。平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。平成25年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,013万6,000円としたものでございます。

次に19ページをお開き願います。

承認第5号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。これにつきましても、20ページにありますとおり、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算について、次のとおり専決処分したものでございます。平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）。平成25年度平泉町の簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億729万2,000円としたものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号から承認第5号まで、承認案件4件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

---

議長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

日程第15、議案第21号から日程第19、議案第25号まで、条例案件3件、事件案件1件、補正予算案件1件、以上、合計5件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは条例案件3件、事件案件1件、補正予算案件1件、計5件につきましてご説明を申し上げます。

議案書の23ページをお開き願います。

議案第21号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案理由でございますが、社会教育指導員の報酬に関し所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に24ページをお開き願います。

議案第22号、平泉町農業労働力調整協議会条例の一部を改正する条例でございます。提案理由でございますが、岩手県の機構改革に伴い所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に25ページをお開き願います。

議案第23号、平泉町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例でございます。提案理由でございますが、26ページの理由にありますとおり、地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、社会教育法の一部が改正されたことから所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に27ページをお開き願います。

議案第24号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり財産の取得をするため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。1、取得する目的、太陽光発電事業用地として公有化を図るため。2、取得する財産、種別、土地。所在、西磐井郡平泉町平泉字黄金沢8番、ほか42筆。数量21万195.44平方メートル。3、取得の方法、買い入れ。4、取得価格1億89万3,802円。5、契約の相手方、住所、西磐井郡平泉町平泉字小金沢79番地、氏名、阿部チヨノほか81名。

次に30ページをお開き願います。

議案第25号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第1号）でございます。平成26年度平泉町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,237万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,137万1,000円としようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議 長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第25号まで、条例案件3件、事件案件1件、補正予算案件1件、以上、合計5件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第20、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告1番、大内政照議員。登壇質問願います。

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

質問に先立ち、私事ですが、父の葬儀に際しましては菅原町長、青木議長、町議会議員の皆様はじめ多くの方々にご支援と参列をいただき、心より感謝いたします。ありがとうございました。

さて、先に通告した順に沿って質問します。

1番目は、I L C（国際リニアコライダー）の進捗状況について町長に伺います。

（1）文部科学省と岩手県はどのように進めているのか伺います。

（2）平泉町としてはどのように考えているのか伺います。

（3）I L Cを含めた将来計画はどのように考えているのか伺います。

2番目は、放射線除染対策について町長に伺います。

（1）放射性物質の中間貯蔵施設設置の予定はないのか伺います。

（2）町内での放射性物質の定点観測の動向を伺います。

（3）放射性物質を含む土砂の処理について、町民へはどのように指示しているのか伺います。

（4）子供への健康調査を実施してほしいという町民からの請願があるが、どのように対応するのか伺います。

以上、最初の質問は終わりますが、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、大内政照議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1番目のI L C（国際リニアコライダー）の進捗状況についてであります。

初めに、文部科学省と岩手県の取り組みについてお答えをいたします。

昨年8月23日、世界の研究者によるI L C立地評価会議は、I L Cの国内候補地を北上高地に決定いたしました。その後、I L C計画の国際推進組織のメンバーが北上山地を訪れ、現況を視察しております。そして、視察後の記者会見において責任者であるリン・エバンス氏は、北上高地が世界で唯一の候補地であるとの認識を示し、I L C建設の詳細設計を今後は北上サイトに限って検討すると述べております。

このような状況下、文部科学省では、I L Cに取り組む意義等について日本学術会議に審議を依頼しているところであり、日本学術会議の回答は、I L Cの必要性は認めつつも、国内実施体制、海外からの研究者の参加態勢、経費の分担など、不確定要素やリスク要因があるというものでございました。

以上のように、文部科学省としてはI L C誘致に関して決定をしている段階ではありませんが、その意義を十分に認め、今年度から調査費を計上しているところがございます。これらを受け、岩手県としては、県庁内、県南広域振興局内に専門部署を設け、国への誘致、特にも北上高地への誘致の働きかけ、県内での普及啓発などI L C建設実現に向けた取り組みを行っております。また、県南広域振興局では、I L Cに関する市町担当者による研究部会を立ち上げ、I L Cの誘致による今後の当地域の均衡ある発展につながる議論、検討を始めることとしております。

次に、平泉町としてどのように考えているかについてお答えをいたします。

町といたしましては、北上高地へのI L C誘致は今後の当地域の産業、経済の発展に大きな影響を与える重要なプロジェクトであると認識しております。このことから、第一に国への国内誘致の働きかけを、また、国内候補地につきましては研究者だけではなく、国民全員が納得する形で北上高地に意思統一できるように、関係自治体、機関と歩調を合わせて進めて参りたいと考えております。なお、I L C誘致が成就した際の当地域の均衡ある発展を目指すため、県として大枠での将来ビジョンを示していただき、関係自治体と協議調整しながら役割を分担し、当地域がまとまって一大プロジェクトの受け皿となるため、体制づくりが肝要であると考えております。

次に、I L Cを含めた将来計画はどのように考えているかについてお答えをいたします。

ただいま申し上げましたとおり、このプロジェクトの受け皿の一つとして当町の果たす役割は重要であると考えております。現在、リーフレット等に将来ビジョンとして示されている概略の施設や機能の中には、町としての誘致が可能で望ましい機能や施設が多く含まれているものと考えております。具体的な内容につきましては、今後の誘致活動の状況を勘案し、関係自治体と協議調整を図りながら、将来計画として総合計画の平成28年度以降の計画に反映すべき内容は反映しながら推進して参りたいと考えております。

次に2番目の放射線除染対策についてであります。

初めに、放射性物質の中間貯蔵施設設置の予定についてお答えをいたします。

中間貯蔵施設につきましては、国は10万ベクレル/キログラムを超える廃棄物を約30年間保管する施設として、福島県のみを設置することとしております。現在、福島県に設置するために地元と協議が行われているようであります。また、国の最終処分場についても、国から宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県との5県に新設予定であり、茨城、栃木、及び宮城では候補地が示されております。このように、岩手県内には中間貯蔵施設や最終処分場を国が設置する予定は今のところないようであります。このことについて、国は県内から出る放射性廃棄物のほとんどが8,000ベクレル/キログラムを下回る濃度であり、既存の管理型処分場を管理することを方針としているところですので、また、町の仮置き場につきましては、平成23年11月と12月に計2回、候補地の町有地周辺の住民と協議を行いましたが、理解を得ることができず、今日に至っ

ているところでございます。仮置きした後の最終処分について、除去土壌の処理基準など国から明確に示されない以上、協議を進めることは難しいと判断したからであります。なお、除去土壌の処理基準などを早急に示すよう引き続き国に要望して参りたいと考えております。

次に、町内の定点観測の動向についてお答えをいたします。

毎月の定点測定につきましては、学校や保育所、地区公民館など、公共施設を中心に平成23年から実施してきておりますが、これまでの測定結果を見ると、平成23年の測定開始当時、平成23年8月から9月に測定したのですが、毎時0.23マイクロシーベルトあったものが、2年後の平成25年8月では毎時0.09マイクロシーベルトとなり、60.9%減少してきております。また、一般宅地などの放射線量の状況を把握するために、平成24年5月から年2回、行政区別放射線量測定を町内295地点で測定してきましたが、平成25年5月には毎時0.16マイクロシーベルトあったものが、平成25年12月では毎時0.10マイクロシーベルトとなり、37.5%の減少となりました。このように、町内の放射線量は、定点測定はじめ行政区別測定など定期的な測定結果から見ると全般的に低下傾向にあります。

次に、放射性物質を含む土砂の処理についての指示についてお答えをいたします。

放射性物質を含む土壌の処理については、国が処理基準を示していないことから除去土壌については現場保管を基本に対処してきております。平成25年度から一般宅地の除染を住民の協力を得ながら進めておりますが、この場合においても、土砂を除去し敷地内に埋設する方法と天ดิน返しで対応する方法を示しております。一般宅地については昨年度4件実施し、うち1件で敷地内での埋設を行っております。また、側溝土砂については、やはり土壌の処理基準が示されていないことから、一斉清掃で泥上げをしないよう区長会議でお願いしているところであります。

一方、原発事故から3年が経過し、側溝土砂の堆積を心配されている地区もあることから、今年の一斉清掃の前に区長会議で、側溝土砂が大量に堆積し、側溝機能が著しく損なわれている場合や放射線量が高いところがあった場合などには、側溝の状態や近くの現場保管できる場所がないかなどについて行政区と相談しながら対応することを説明しました。側溝土砂についてはあくまでお願いではありますが、引き続き区長会議で説明し、個別に相談していただくようお願いして参りたいと考えております。

次に、子供の甲状腺検査についてお答えをいたします。

子供の甲状腺検査につきましては、福島県での県民健康管理調査及び環境省で実施している福島県以外の青森県弘前市、山梨県甲府市、長崎県長崎市で小児甲状腺検査の追跡調査の結果を注視しております。平成26年3月公表の福島県県民健康管理調査結果によりますと、結果確定者28万7,056人中、二次検査対象者数は2,070人、率として0.7%となっており、二次検査の結果、癌または癌の疑いの方は90人、率として0.031%となっております。福島県以外の3県調査では、結果確定者4,365人中、二次検査対象者は44人で1%、癌または癌の疑いの方は1人、率として0.023%となっております。福島県と他の3県の調査結果については検出率がほとんど変わらないことから、福島県の甲状腺癌の発症状況に優位の差は認められない状況となっております。また、国連の専門機関である世界保健機構（WHO）が発表した福島原発事故WHO健康リ

スク評価専門家報告書では、本県を含む福島県以外の地域や日本近隣諸国においては、甲状腺癌や白血病等の疾病のリスク増加は無視できる水準であると評価されております。国連科学委員会の年次報告においては、今回の事故による放射線に起因する健康影響については増加が認められる見込みはない、福島県の甲状腺検査において膿疱、結節、癌の発見率の増加が認められるが、高い検出率によるものと見込まれるとの見解が示されております。

このようなことから、原発事故に伴う健康影響に係る甲状腺検査の実施の可否の検討にあたっては、医学的、科学的知見に基づいた専門家の意見を十分に尊重することが必要であり、科学的知見に基づかない検査、調査の実施については慎重であるべきものと考えております。今後とも、国内外の科学的な知見及び国や福島県の調査結果等を引き続き最大限の関心を持って注視し、町としての対応が必要な場合には、その方策について検討して参りたいと考えております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

答弁ありがとうございます。この答弁で了解すればこれで質問は終わるわけですがけれども、なかなか納得できない部分もあるものですから、もう少し確認させてください。

まず、関心が高い放射線関係の方から質問させてください。先程、答弁では、まず（1）の部分ですね。放射性廃棄物のほとんどが8,000ベクレル／キログラムを下回る濃度でありという答弁がありました。私は一関地区広域行政組合の議員でもありまして、大東清掃センターでの汚染牧草の焼却した処理について確認をしております。8,000ベクレル以上あるのですよ、実際は。一般ゴミと混ぜて焼却した灰と合わせて濃度を下げて処理しているということだけなのです。ですからね、実際は我々の生活している地域にはかなりの放射能がまだ残っているということなので、この答弁だとちょっと腑に落ちないというのが私の感想です。だから、そこは考え方を変わってもらいたい。かなりの濃度の高いものが我々の生活している範囲にはまだあるよということなのです。

（1）の答弁の中で、除去土壌の処理基準などを引き続き国に要望していくという答弁ですね。何もそんな要望出さなくてももうやっているではないですか。だって、学校の校庭の土砂なんか全部それやったでしょう、測ってみてだめだと。まずいというのは全部表面の土を取って袋に入れて校庭の中に埋めているわけですよ。そういうやり方だってできないことないですよ。なぜこういうところで国に要望しなければいけないのか、自分たちで考えてやっていることであればそのやり方を踏襲してできるはずですよ。おかしいではないですか。だからね、問題点に対して逃げているのですよ、ここの部分で。そこのところがおかしいと思いますよ。

もう1点ね、その辺についてまず今の話をお答え願いたいのと、もう1点は、汚染状況重点調査地域の指定を受けています、平泉町、一関市、奥州市。一関市では中間貯蔵施設を設置しようということで表明してますね。それが一関市と平泉町の考え方の差なのです。私は、一関市長はそれなりにもう放射能の汚染を直すといいますか、もとに戻す、事故前までの状況まで戻すと、

そういうつもりでやっているよということを私は聞いてます。町長はそこまで考えていないではないですか。何かあると県だ国だという話で、上に相談して上から来たものに対してやっていく、まるっきり独自性がないですよ。その点、勝部市長は独自性を持って決断しているわけですね。その違いは何か、そのこのところをちょっと答弁お願いします。

議 長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

一番最初の8,000ベクレル以上のものがあるのではないかとということですが、ここで申し上げたのは8,000ベクレル下回る、8,000ベクレル下回る濃度のものがほとんどだということで、国の考え方とすれば既存の管理型処分場を活用するということをやっているわけでありまして。ただ、実際上は申し上げられたとおり、8,000ベクレルを超えるものもやはりあるということも多分事実だというふうに思います。ましてや、焼却すれば当然それ以上のものが発生する可能性も大きいわけでありまして、そういったものが事実として周辺にはあるということにはなるというふうには思います。

それで、土壌の処理基準を示すようにということを国に要望しているわけですが、これについては、まずグラウンドなどに現場保管している除去土壌とか、あるいは側溝の土砂、いわゆるそれまで土壌については廃棄物というふうには捉えておりませんで、ただの土というふうな考え方だったわけです。ただ、今回の事故を受けて放射能に汚染された土壌についての処理基準を示してほしいと、最終的にどうするのかを示してほしいという意味で、ここで処理基準を示すようにということを申し上げているわけでございます。いずれ、近々の課題としては、側溝土砂のものをどうするのかということや、やはり示すようにということの意味で申し上げているわけでございます。

それから、中間貯蔵施設という意味ですが、厳密な意味での中間貯蔵施設というのはご答弁申し上げましたように、国が福島に設置するものというふうにいわれております。また、最終処分場についても国からこの5県に対して設置するというふうなことがいわれているものでございます。だから、議員申し上げられたのは、多分中間貯蔵施設という言葉は使っておりますが、仮置きというふうなものではないかというふうに思いますが、仮置きについては、ご答弁申し上げましたが、平成23年当時協議を行いました、なかなか理解していただけないまま来ているというふうなことでございます。それで、仮置きについては奥州なり一関では話をして、これは側溝土砂の当座置いておく、3年ぐらいというふうなことをいわれているようですが、置いておく場所としてそういった場所を設けるというふうなことのようにございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

8,000ベクレルの関係につきましては、私も広域行政組合の中で数値的には掌握しております。

今も牧草の処理については、今度、第二次といいますか、第二段として大東清掃センターで焼却処分するというようになっておりますし、それ以外については今、環境省の方から仮設ですか、その処理施設についても協議を進めているということで、それができ次第、8,000ベクレル以上については国の責任において処分するというふうなことになっておりますし、8,000ベクレルについては今までと同じような形で一般ゴミと混焼しながら処理をするというふうなことで、そういうふうなことは確認をしているところでございます。

国への、先程ご質問いただきました処理基準、これについて私も何度か環境省に行ってお話をしておりますが、なかなか国としても数値的などところを出していないというようなことで、この間、管理者も行ってその際のお話も聞いておりますが、いまだにその結果が示されていないということで、これについては私も機会あるごとには国に要望して参りたいというふうに思っておりますし、独自でというふうな話ですが、今、各行政区長にもお願いしているとおおり、場所をそれぞれ検討して、どこがいいのかということも含めて今それぞれの行政区長さん方とは個別に打ち合わせをさせていただいております。ただ、それが行政区内でもなかなか場所を決められないというふうな状況もございまして、なかなかその土砂の処理についてはまだ決め兼ねている部分があるというのは事実でございます。

あとは中間貯蔵施設をどうするのかということです。これにつきましては私もその当時、大沢の地区の人たちにも様々ご理解いただくべく説明はして参りましたが、なかなかやはり何でここなのだと、それなりの、基準的に、数値的にも大丈夫なのであればここではなくてもいいのではないかとということで、それ以上の議論はちょっとできなかったものですから、今中断をさせていただいているというふうな状況でございまして、決して今それで終わりというふうなことではなくて、今後もこれについてはそれぞれの知見、国なり専門家のそういうふうなもの、あとは技術的にもいろんな、こういうふうなボックスといいますか、安全性のある、そういうふうなボックスも今開発されているやの業者の方々からのいろんな情報も得ておりますので、そこら辺も加味しながら今後の対応については検討して参りたいというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

結局、当分やらない、やらないと中間貯蔵施設が仮置き場という名称になったにしても何にしても、現状では現地での埋設なはずですよ、今、その処理するものは。現地でやるはずですよ。だから濃度の高い土砂が発生した場合、何かしてとにかく現地に穴を掘って置くという形、確かとっているはずなのですね。学校の校庭もそうですけれども。しかしですよ、それで本当に大丈夫かということになると、町内あちこち穴の中にあつて結局、最終的にどこに何を埋めたか分からなくなるというのがあるから仮置き場なり何なりに一回集約しておいて、それで、はっきりした処理が決まった場合はそこから持ち出そうというのが一関市の考え方なはずですよ。平泉町はそこまで考え方っていないという、やりようが。大東清掃センターでも一関清掃センターでも汚染物質を焼却した場合、周りの住民にどういう説明しているかというのをご存知でしょう。毎日、

放射性物質の濃度を測定してグラフ化して、これはこの時はこういうふうな濃度ですよというように説明しているのですよ。それで住民にある程度納得してもらっている。こういう手法、同じような手法をとりますよということで説明していかないと納得してもらえないですけども、そのコンテナがどうのこうのではありませんよ。場所がどうのこうのではなくて、どういうふうに発生したものを押さえ込むか、もしくは異常値が出た場合どういう対処をするかとか、そういうことを決めて住民に説明していかないと、住民だって分からないから不安ですよ。そこら辺の説明の仕方がまだまだちょっと甘いような気がしますね。大東清掃センター、それから舞川の清掃センターの説明会は本当に細かく具体的に説明ですばらしい、住民の方に説明している。ちょっと心配なのは、このように町内の定点観測ではかなり下がっているというのは当たり前のことです、これ。学校の校庭の土砂、表土を取ったでしょう。このくらい下がって当たり前ですよ。これをあたかも自然減みたいなの、もう自然減、そこまではあれですけども、そういうことで、ちょっと心配な点1点質問しますね。現在の小学校、中学校の校庭の埋設場所の上、測っていると思いますけれども、その辺はどういう数値なっているのですか。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

埋設場所につきましても定期的に測っております、大体0.05くらいです。これは除去したグラウンドのところと同じです。だから周辺と変わらない数値になっております。

以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

それはもうずっと、本当にその土砂をどこかに持っていくまでは定点観測は必ず毎月やっていたかなければいけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、(3)ですね、区長会でかなり説明はされているようですけれども、区長によってはうまく区民の方に説明できていない行政区もあるように聞いていますが、その辺、どうしたらいいのでしょうか。何かいい方法ないのですか。区長会でそれで説明するのは当然必要なのですけれども、その区民に対してもそこら辺も併せて、一斉清掃で結構泥上げすることが多いのですよ、昔からの慣習といいますか。だから、その辺のところをもう少し具体的に説明する方法はないものですか、いかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

一斉清掃での泥上げについては、事故前はそれぞれの行政区の判断でやってきております。だから、現実には積極的にやっている行政区とそうでないところとあったようでございます。それで、事故が起きて放射性物質が含まれているということで、事故前のように泥上げしたものを町

の方で回収して処分するということができないということで、そういう意味で泥上げをしないでくださいというお願いをしたところです。趣旨がなかなか徹底していなかったというふうなことがあるやにも聞いております。ただ、これは特に法律的にやってはだめとか、県がいわゆる野外焼却の自粛みたいに言っているものでもなくて、あくまでもこちらからのお願いというふうな形になっております。そういう意味で、昔からの慣例で泥上げを実施しているということがもしかしたらあるかもしれません。いずれ、今回、事故から3年以上経過する中で、何としても泥上げをしなければ、雨水とか、あるいは衛生上の問題が発生しているというふうなことがあった場合は町の方に相談してくださいと。現場をこちらで確認して、適当な町有地等が地区内にあって、もしそこで周辺の理解が得られるのであれば埋設するというふうな方法もとれますよということの説明をしました。1行政区から相談がございまして、ここは前から泥上げしたいということがありましたので、現場も2、3カ所見て、最小限の範囲であればということで話をした経緯もございまして。いずれ、引き続き機会を捉えまして、区長会議にはなるかと思いますが、捉えまして、もう少し、どうしてもやらなければならない場合はそういうふうな、地区内に埋設というふうな方法で対処してくださいというふうなことも含めまして町と相談するようにお願いしますということをもう一度話をしてきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

是非それは実行してください。私が言いたいのは、泥が全て放射性物質が高いわけではないですよ。場所によってです。だから、その場所がどこかというのは町民分からないのですよ。だから、別に高くはないところの泥上げは問題ないですよ。ただ、泥というのは放射性物質がたまりやすいということがあって比較的高い、けれども、全てが全て、町内の場所の全てが泥が濃度高いというわけではないということなので、やはり測ってみるのが大事ではないですか。濃度高いか低いか。それから行動を起こすというのが一般的なやり方だと思いますけれどもね。全てをすぐだめだとかいいとか、そういう判断するのではなくて。そこら辺はしっかりお願いしたいと思います。

さて、子供の甲状腺検査についてですが、一関地区広域行政組合では大東清掃センター地区で何年か前からダイオキシンの関係で健康調査やっているのですよ。そこに放射能関係の項目、健康調査の項目を追加するということが事務局長が住民説明の席で明言していました。ということは、平泉町でも、例えばですよ、甲状腺とは限らず、そういった健康調査をやっていくべきではないですか。なぜ一関の一関地区広域行政組合でやって平泉町でやらないのか。それこそおかしいと思いますよ、私は。いかがでしょうか。これは町長、お願いします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

今度、大東清掃センターの調査項目に新年度でその健康調査を充実させるというふうなことで予算を計上しているところをございまして、その内容についてはまだ今、最終的にどのような健康調査なのかというの、今までのダイオキシンの健康調査とどう変わるのかという部分はちょっと、追加で当然ダイオキシン以外に放射線の健康調査をするというふうなことは聞いておりますが、具体的にどういうふうなものかというのはまだ私も報告がないところですので、その辺の状況を見させていただきたいというふうに思っております。ですので、今の健康調査についてはあくまでも大東清掃センターの部分の処理をするという、焼却するという意味での健康調査だというふうに理解をしているところをございます。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

要するに、大東清掃センター地区の住民に対してはそういうことをやるということは、住民がやはり不安に思っていることを解消しようという行政としての姿勢なのです。住民が汚染牧草を燃やして不安だと思っているのです。それに対して行政として、組合としては、では健康調査の項目に一つか二つか分からないですけども、そういう項目を入れようということに対応しているわけですし、住民に対して不安に思っていることを解消するためにやろうということなのです。平泉町ではそういうことは考えていないのですか。住民が不安に思っているのです。いいですか。若いお母さんたちが不安に思いながら生活することがいいことなのですか。その不安を解消するのが行政の仕事ではないですか。サイレントマジョリティという言葉がありますね。若いお母さんたち、多分それだと思うのですけれども、物言わない大多数、そういうお母さんたちが多いのです。町長、公約どおりスピード感を持ってやってくださいよ。いかがですか。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

子供の健康調査につきましては、先程ご答弁申し上げましたとおり、尿の検査を実施しております。それが一番、私どもからすれば正確でありますし、そういうふうな検査も当然のごとく要望を受けてよりも不安解消ということで昨年度実施しましたし、今年度についても引き続き、その健康影響と考えられる不安を払拭するために今年度も引き続き実施したい、する方向で今、検討はしているところをございます。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

でもね、尿検査だけが全てではないのですよ。甲状腺のエコー検査というの、チェルノブイリの番組なんかよく見ると子供たちがもう甲状腺癌になっているのですよ、何年か経つと、4、5年経つと。そういうのが、早期発見はやはり実際甲状腺を検査しなければ分からないことなので

す。だから、尿だけでは分からないことを甲状腺検査でもう少し、また別の角度から調べていこうということなのです。これは私はやるべきだと思いますよ。これは町長の決断一つでやるかやらないかできるはず。だって、ほかの自治体だってやっているところあるのだ。いかがですか。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

先程のご答弁で申し上げましたとおり、当町も確かに放射線が降り注いだということで今その対策をそれぞれやっておりますが、それ以上といたしますか、大変申し訳ないのですが、福島の中でそういうふうな形で調査をして、先程申し上げました数値上そう影響のない青森、長崎とかですね、そういうふうな3県で行っておりますので、その数値としては今の福島の発症率といたしますか、そういうふうな数としてはそんなに変わらないのだという数値が出ておりますので、やはりそれを我々とすればもとに今後の対応もしていかなければいけないのかというふうに思っています。

以上です。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

数値が低いから発症率が低いからやらなくていいと、検査しなくていいというのはおかしいですよ。いいですか、1人でも2人でも子供がそういうふうになったらどうするのですか。親としては何やっているのだ、町長と怒るのが当たり前ですよ。町でもう少し検査してくれというのが普通の感情だと思いますよ。汚染状況重点調査地域、これはほかの地域ではないです、ここの地域の話なのです。いいですか。それをやらないということは、もう子供たちの健康はどうでもいいと判断しているとしか言えませんよ。尿だけでは結果分からないですからね。甲状腺は特に子供には出ますから、出やすいあれですからね。いや、ちょっと今の町長の答弁がっかりですね。若いお母さんたち聞いたら、いや、統計がどうのこうのという話ではないですよ。1人でも2人でも出たら大変だという話をしているのですよ。出ないに越したことはないですよ。出ないに越したことはないけれども、その安心感を得るためにも甲状腺の検査をしたらいいのではないですか。それが行政の仕事だと私、思いますよ。再度ちょっと町長にお伺いします。いかがですか。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

今までもそういうような形で検討させていただきました。いずれ、我々も専門的なところの情報等も得ながら今までもやってきましたし、先程申し上げました、国としてもそれぞれ福島状況を本当に最大限心配しての対応をどうするかということをするための、それこそ今までにない他県でのそういうふうな調査もしながら、その辺の安全性をやはり確認するために行っているも

のというふうに思っておりますので、当町としても独自でというよりも、国がそういうふうな形で安全というふうな部分を、安心という部分を確認するためにそれぞれやっている中で、それが突出して福島だけが数値が高いとなれば、それは当然それに対応するものをやはり考えていかなければいけないと思いますが、そこまで至っていない、そういうふうな国の専門家の方々のご判断がそういうふうな形だということで、あえてそれ以上の安心というものは確かに必要かもしれませんが、今ある段階での、そのの表明している国が数値として出している、それもやはり基準に我々はそれ以上の部分についてはそこまで至らない状況なのかというふうには判断しているところでございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

非常に残念です。尿検査だけではなくてホールボディカウンターの検査、甲状腺の検査、やはりあらゆる角度から検査して初めて安心というのが、それでももしかしたら癌になる人がいるかもしれない。でも、やらないよりはやるべきだというのが町民の要望です。それに対して町長はやる気はないという答弁ですので、残念ながら心変わりを期待するしかない。もう少し慎重審議してください。お願いします、庁内でも。いろいろそういったデータばかり言わないで、1人でも2人でも子供の命を救うためには是非やってください。お願いします。

ちょっと時間がなくなってきたのでILCの方に戻ります、1番目のところね。

まず、ILC関係は今、一関市ではかなり熱心にやられていまして、旗をつくったりバッチをつくったり。私がどうも印象に残るのは、宮城県と一関市が一生懸命やっているのではないかと感じるのです。宮城県は東北大学あるからあそこがメインで学者先生方は集まっていますのでね、今ね。一関市は大東町のあたりがどうも中心になるので、かなり力を入れている。それで、一関市では青写真を描き始めていますよ。平泉町はまっさらでいいのですか。国が県が結論出るまで待っているのですか。私は、平泉町としてこうするのだ、こうしたい、そういうことをもう早急につくらなければおかしいですよ、この時期に来て。いろんなことができるはず、可能性があるはずですよ。その辺、いかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

ILCを活用しての今後のまちづくりということでございますけれども、確かに一関市、あるいは奥州市等では調査費等を計上しながら、今年度からそういう形で独自の考えに基づく青写真になるものかどうか分かりませんが、そういう形の調査をするようでございます。いずれ、先程町長の答弁からも申し上げましたとおり、確かにこのプロジェクトについては一大プロジェクトでございますので、当地方の今後の経済等の発展に大きな影響をもたらすものであるというふう考えております。ただ、今、直接先行した形でやっている地区というものは、具体的に構造物、その研究施設が建設される場所でございます。いずれ平泉町としてはその建設される場所か

らそう遠くございません。その中で、岩手県で示しているリーフレット等によりますと、様々な施設の配置、想定が予想されますので、それらの中で、例えば住居でございますとか住居地域でございますとか、各関係技術者とかその研究者の関係する家族等の教育であったり医療であったり文化施設であったり、そういう形のコミュニティ施設等もあるようでございます。それらをまず想定しながら、まずはこれからその調査研究をしていきたいというふうな形で考えているところでございます。ただ、その方向性として、第一には国内へのILCの誘致が第一の優先課題であるというふうに考えてございますので、まずはそのための協力、それから次が北上高地への誘致ということになろうかと思えます。それらの方向性を見させていただいた中で具体的な予算措置等をしながら対応して参りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

確におっしゃるとおり、昨日の国会答弁なんか聞いていると、まだ最終決定ではないというふうなことを言っていて、国としてもまだ予算化云々まではいっていないのが実態です。ただし、学者の方が北上高地がもういいよだということを言っている段階で政治家がそれを変更できると思えますか。やはり学者先生がもうこっち、絶対岩盤で設備づくりやすい場所だということを表明しているわけですから、国会議員の先生方が、いや九州だなんていうようなことには私はならないような気がしますし、東京大学、東北大学にもかなりその専門家が今結集して集まっています。こっちがもうかなり有力です。九州大学には行っていませんから。そういう環境を考えますと、もうほぼ実施時期、予算が付くのはいつかは若干遅れるかなんか分からないですけども、この地域でやるのがほぼ想定されるわけです。そういう中で、やはり平泉町としてはどうするのだという青写真ぐらいはつくっておかないと、ただ手をこまねいて国が県がこうしたいからと言われてからつくるのでは遅いのではないですか。平泉町としての将来計画はこういうのをILC絡みでもやっていきたいというのを早急につくるべきだと思いますが、これは町長、考えをお願いします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

ILCについては本当に学者の関係、先程答弁申し上げましたとおり、決まったかとは私も思っていたのですが、この間の東北の協議会の総会でもありましたし、この間、筑波に行った折にも担当の部長にも話を聞きましたが、まだ正式決定はないというふうなお話を受けてきたところです。最終的には今、議員おっしゃられましたが、政治家で変更できないのではないかと、もう専門的な見地から決定したからということなのですが、いずれ今のプロジェクトを見ますと学者ではなく政府が決めて進めるというのが今の情動といたしますか、普通のやり方でございます。我々からすれば、やはり先生方が示したその結果を是非尊重していただくということを、まずは

こちらに政府がやはり決定していただくというふうなことの取り組みを、まず今それをなしに青写真だけつくっておくというのは、やはりそれはちょっと順番が違うのかと。ただ、それはそれぞれの市なり町なり県なりというのは思いはあるでしょうが、やはりそれはもっと広い意味で、広い地域でやはりビジョンというのはつくっていかねばいけないと思います。それぞれが市町村、市町が独自でつくってそれが本当に実効性があるものかというふうなことを考えれば、もう一つは技術的な話、最近の情報から見ますと、今まではそのトンネルにどういうふうな形が入っていくか、斜めにトンネルで掘っていくというふうな話もありましたが、今は別な形で真上から降ろした方がいいのではないかとということも今、もう次々と考え方が変わってきているというのが今の状況だというふうに、といいますのは、まだ確定のならない話をどんどん自分たちで大きくしていくのは一方では必要でしょうけれども、地域の盛り上がりをするためには必要かもしれませんが、やはり具体的なそういうふうなことも専門家と話をしながら進める、その段階で町としてのどういうふうな役割があるのか、そこで計画をつくっていく、構想をつくっていくというのは一番ベターな考えではないかというふうに思っています。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

町長はどうも保守的といいますか、引っ込み思案のような感じがしてしょうがないですけどもね。ハーバード大学のリサ・ランドール先生、教授がスイスのセルンの関係した方なのでですけども、その方の本を読んでいますと、町長にも是非読んでもらいたいのですけどもね、100メートルか200メートル真っ直ぐ降ろすのだそうですよ、機械を。それ、日本はもうトンネル技術は最高ですからね、斜めに掘ろうが縦に掘ろうが問題ないです。そんな心配するよりは、平泉町をどうするか、そこが大事なことはないですか。一関では何で青写真書いているのですか。一関市は必死なのですよ、まちづくりを。大東町を中心にあの辺のまちづくりを必死になって考えているからこそ青写真つくっているのですよ。青写真をつくって、一関市はこうやりたいと国なり県なりに手を挙げればもうそれは優先課題になるわけですよ。平泉町は黙って待っているだけでは何もできませんよ。平泉町にもう少し夢を与えてくださいよ。将来計画というのは町民に対する夢を与えることなのですよ。それさえもできないのでは町長、町民はがっかりしますよ。いかがですか。やってくださいよ。やる気があるかどうかだけでもちょっと表明してください。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

決して後ろ向きというようなことではありません。確かにILCというのは本当に日本で初めての世界プロジェクトだというふうなことも聞いております。それが半径7キロ、8キロではなくて、もっと広い範囲での、もう東北全体、ひいてはやはり日本の一大プロジェクトだというふうに思っていますので、その中心地としての平泉というのは当然考えなければいけない、そういうふうなものだというふうに考えております。決して何もしないでというふうなことではありません。

せん。前向きにとにかく平泉がどういうふうな立ち位置でできるか、そこはもう私もこの間、行って再度確認してきましたので、そこは積極的な、これからビジョンなりを作成したいというふうには考えております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

時間も大分押してきたので、それでは最後にちょっと要望なのかお願いなのかよく分からないですけれども、一関市でなぜ青写真をつくったか、そこをちょっと調べてもらいたいですよ。何でこの時点にそういうものをつくったのか、私はそこにヒントがあるような気がしますよ。町民に、市民に対して、ある意味あそこは過疎化が進んでいますからね、大東あたりは。そこを活性化しようという一つのプロジェクトだと私は感じています。であれば平泉だって同じように、例えば長島あたり過疎化し始めているところに何か考える、そのぐらいのことをやっていかないと、それこそ人口減る一方ですよ。そういう何かアクションと申しますか、プラスの要因を是非考えて発表してほしいと。新聞記者もいますから、新聞記者、期待していると思いますよ。いかがでしょうか。最後をお願いします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

一関は本当に前向きと申しますか、本当に将来展望をきちっと持っているというものは、実は市長とも何度かその辺の、この将来展望について私もちょっとお話をさせてもらっています。それがどの付近になるのかも含めて市長の思いというのも私も聞かせてもらっていましたので、その辺は今後ともそれぞれ情報交換しながら進めて参ればというふうに思っています。

2番（大内政照君）

質問終わります。ありがとうございました。

議長（青木幸保君）

これで大内政照議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後2時02分

再開 午後2時20分

---

議長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、升沢博子議員。登壇質問願います。

1番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

大分ちょっと梅雨のむしむしとした、また、眠くなるような時間ではございますが、今日の最後ということになっておりますので、皆さん、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、通告しておりました2点について町長に質問いたします。

第1点、保育環境の充実について、昨今、景気の回復をうたわれている社会情勢ではありますが、全国的に子供たちの保育というところでは非常に大変な状況が続いているというニュースが飛び込んで参ります。そして、また、人権についても、本当に目を覆いたくなるような、そういったニュースもございまして、子供にとって今いい社会なのかというところが非常に心配される場所ではあります。政府は新たに平成27年度から子ども、子育て支援事業計画ということで、新たな施策を平成27年度からスタートさせたいということになっております。そのことについて質問をさせていただきます。

①子ども、子育て支援事業計画の策定について現時点の進捗状況は。平成26年度中に各自治体で策定の予定となっている。アンケート調査も実施されましたが、当町としてはどのような選択を行い、どのような保育環境を目指すのでしょうか。

②保育士の処遇改善について。保育環境の充実のためには、十分な保育士の確保が重要と思ひますが、平泉町の二つの保育所の臨時、非常勤職員の現状はどうでしょうか。保育所での財務事務の取り扱いはどうなっておりますか。担当の職員がいるのかどうかお伺ひします。次に、臨時、非常勤職員の任用期間はどのようになっているのでしょうか。時間外手当での支給状況はどうなっているのでしょうか。

次に、大きい2番、スマートインターチェンジ事業計画について。

①平泉町都市計画マスタープランとの整合性について、マスタープランの中心市街地の構想の中で、町内の通過交通の排除を図りパークアンドライド方式を導入となっていますが、スマートインターチェンジ事業によってどのような道路行政、まちづくりを目指しているのでしょうか。

②地権者へのアンケート調査が行われましたが、その意向調査の結果はどうなりましたでしょうか。また、この結果はどのように事業に活かされるのでしょうか。

③スマートインターチェンジができることで想定される車の流れの変化により町内商業者への影響など、地権者以外の町民への事業の周知はどういうふうになるのでしょうか。

④町の外郭道路を整備し外側に大型の駐車場をつくり、観光客を町内にバス、自転車、歩行で乗り入れ、町中心部の賑わいを目指すとはありますが、具体的な町のビジョンと方策はどうなっていますでしょうか。

⑤建設に係る建設費のうち当町の一般財源からの負担額はどのくらいでしょうか。負担額のうち交付税措置のある割合はどのくらいでしょうか。

以上、2点について明快なご答弁をよろしくお願ひいたします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、升沢博子議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1 番目の保育環境の充実についてでございます。

初めに、子ども、子育て支援事業計画策定の進捗状況についてお答えをいたします。

子ども・子育て支援新制度における子ども、子育て支援事業計画につきましては、教育、保育、地域の子育て支援について量の見込みや確保方策、実施時期等を盛り込んだ5年間の事業計画を策定するものであり、現在、計画のもととなるニーズ調査を終え現在集計中であります。ニーズ調査につきましては平成26年3月に実施し、調査対象者は就学前児童の保護者269人、小学校の児童の保護者301人、計570人であり、回答者は就学前児童が187人、率にして69.5%、小学校児童が248人、同じく率にして82.4%、計435人、同じく率にして76.3%となっております。

集計途中の段階ですが、特徴的な点をいくつか申し上げます。

まず、就学前教育では、母親の就労状況では子供が幼い頃から就労しており、就労希望者ではパート就労している人の半数がフルタイムを希望しており、現在、働いていない人でもほとんどが就労希望を持っております。また、保育所、幼稚園の利用状況を見ると、就学前児童の半数以上が現在の保育所、幼稚園を利用しており、利用する理由は、子供の教育発達のためと親の就労がほとんどを占めております。子育て支援事業は利用が少ないとなっております。土曜、休日、長期休暇の幼稚園保育所の定期的な利用希望では、希望しない人と希望する人とで半々くらいとなっております。子供が病気等で休んだ時の対処につきましては、父母、親族、友人で約9割が対応しているなどとなっております。

次に、小学校児童では、就労状況としては共働き家庭が多く、小学校低学年の放課後の過ごし方を見ると、児童クラブの希望が実際利用している現状より2倍程度多くなっております。同じく高学年では児童クラブの利用が減り、自宅や塾、習い事が増える傾向となっております。土日祝日の利用希望では、土曜希望が低学年で2割程度あり、日・祝日は希望が少なく、長期休暇利用希望は低学年で4割程度となっております。今後、これらの集計結果を更に詳細に分析し、子ども・子育て会議に諮りながら事業計画を策定していきますが、子ども・子育て支援新制度のもとで子供や子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育、保育、地域における子育て支援が総合的に推進することを目指して参りたいと考えております。

次に、保育士の処遇改善についてお答えをいたします。

初めに、保育所の臨時、非常勤職員の現状についてですが、平泉保育所は期限付雇用の保育士等が11人、日々雇用の保育士が5人、期限付雇用の看護師が1人、期限付雇用の調理員が1人、日々雇用の調理員が4人、時間雇用の調理員が2人となっております。長島保育所は期限付雇用の保育士が8人、日々雇用の保育士が4人、時間雇用の保育士が1人、時間雇用の准看護師が1人、期限付雇用の調理員が1人、日々雇用の調理員が3人となっております。次に保育所で財務事務を取り扱う担当の職員についてですが、平泉保育所につきましては予算経理を所長補佐が担当し、保護者会の会計は保育士が担当しております。長島保育所につきましては予算経理を所長が担当し、保護者会の会計は所長補佐が担当しております。次に臨時、非常勤の任用期間につき

ましては、両保育所とも町の臨時的任用職員人事事務取扱要領の規定により定められた任用期間となっております。次に職員の時間外手当の支給状況につきましては、平成25年度では平泉保育所は年間1人当たり211時間、月1人当たり17.6時間、長島保育所は年間1人当たり122.6時間、月1人当たり10.2時間となっております。

次に、2番目のスマートインターチェンジの事業計画についてでございます。

初めに、平泉町都市計画マスタープランとの整合性についてお答えをいたします。

スマートインターチェンジが整備されると、利便性の向上により観光交通の誘発、転換が期待できると考えておりますが、高速道路本線を含めた近郊道路の渋滞対策として大型駐車場の計画をしております。中心市街地の渋滞緩和はもとより、町民、観光客にとって安全安心に利用できる道路空間の創出を目指しております。更に、大型駐車場を拠点としたパークアンドライド方式の導入により二次交通を充実させ、中心市街地の観光交通を排除し、歩行、自転車で安心して回遊できる環境整備を図って参りたいと考えております。

次に、地権者へのアンケート調査の結果とその結果をどのように活かすかについてお答えをいたします。

4月24日に地権者及び隣接者を対象とした説明会を開催しております。出席者が半数程度あったことから広く意見をいただくために意向調査を実施しております。結果につきましては、回収率は70%であり、うち必要であるとの回答が60%、必要でないとの回答が10%、分からないが30%でありました。土地の提供についての反対意見はなく、必要ではない、あるいは分からないという方の理由として、環境面への心配や事業内容が分からないというご意見をいただいております。このアンケートは記名式で調査を行っていることから、活用方法については、事業の内容が分からない方には詳細な説明を行い事業への理解をいただきたいと考えております。騒音等の環境対策については、今後事業主体であります東日本道路株式会社との協議を踏まえながら検討していくものと考えております。そのほかにも、事業に対する意見や要望をいただいておりますので、今後の事業化に向けて検討して参りたいと考えております。

次に、車の流れの変化により町内商業者への影響と地権者以外の町民への周知についてお答えをいたします。

基本的な考え方といたしましては、パークアンドライド方式の導入により町内中心部の観光交通を減少させたいと考えております。このことで町内中心部の住民が安心して暮らせ、観光客が安全でかつ安心して観光できるものと考えております。町内商業者への影響についてですが、歩行者、自転車で回遊する観光客が増えることで地域振興に寄与するものと考えており、更には商業の活性化にもつながるものと考えております。

今回の説明会を実施した経緯につきましては、国への申請をするにあたり大方の地権者の合意が条件となっていることから、国土交通省の主導のもとに説明会を実施したところでございます。したがって、地権者以外の方への周知方法については事業決定になってから検討していくものと考えております。

次に、具体的なビジョンと方策についてお答えをいたします。

都市計画マスタープランにもあるとおり、パークアンドライドと乗り換え機能充実の施策として平泉駅、道の駅、中尊寺駐車場、毛越寺駐車場の4拠点にスマートIC近郊駐車場を加えた5地点での運行を考えております。具体には、現在運行している巡回バスのルート拡大と増便による拡充での運用を考えております。町内の受け入れ態勢の整備を含めて、商工会や観光協会、各連携機関と連携した取り組みを目指していきたいと考えております。

次に、事業費についてお答えをいたします。

現在、スマートインターチェンジで見込んでいる総事業費はおよそ30億円であり、そのうち町の事業費としておよそ7億9,000万円を見込んでおります。これには大型駐車場を含んでおります。現時点での補助率なり起債の充当率で見込んでの財源内訳ですが、社会資本整備総合交付金から5億1,300万円、地域活性化事業債が2億4,800万円、一般財源が2,900万円、なお、地域活性化事業債のうち元利償還金の30%が交付税措置されると見込んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

ありがとうございます。

それでは、まず一つ目について再質問をさせていただきます。

子ども、子育て、この法律に関しまして、国は消費税の増税により0.7兆円という予算をそこに充てたいということで、きめの細かい支援を行っていくということのようです。そして、今年度、各自治体の中で選択肢というか、その計画を立てるようというふうには理解しております。ただ、本当にいろいろ情報として得てはいるのですが、一体どうなのだということところが非常に分かりにくい制度になっているように思います。以前に制度の主な内容ということで説明はされたところだったのですが、認定こども園という形でいろんな種類があって、国としては幼保一体型を目指して制度をつくったわけですけれども、思ったよりその認定こども園という形が進まなかったということで、この中に幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型と、そういった形で各市町村が選択をしてもいいというふうになっていると理解しています。

それで、平泉町の場合は、今町長の答弁の中にもありましたように、保育のニーズはこれからもどんどん増え続けるであろうというふうに考えるわけですね。やはり若い世代は母親も父親も当然共稼ぎということで、景気は回復されているとはいいいながらも、こういう地方においてはやはり共に働かなければ家計を維持できないというのは、やはり価値観と申しますか、生活のレベルをやはり昔のように落とせない、やはり今の時代はそういうことなのかというふうに理解しているところです。そういったところが多分そのニーズ調査の中にも現れているのではないかと、いうふうに考えております。今、その計画のニーズ調査を受けて、町としては今後、そういった地域裁量型ということを選択するというふうに考えてよろしいのでしょうか。そこをちょっとご答弁願います。

議長（青木幸保君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

子ども・子育て新制度については来年4月からの施行ということで、現在、事業計画などの策定というものに向けてニーズ調査を実施して、先程の答弁にあるような内容まで、終盤の段階になってきています。これらを踏まえて事業計画を策定していくということですが、おっしゃるとおり非常に分かりづらい制度になってございます。なかなか国からの公定価格が間もなく示されるのですが、これなどももう既に1カ月以上予定よりも遅れているというふうな状況で、骨格がなかなか見えてこないというのも事実です。

それで、ご質問にございました地域裁量型というふうな制度についてですが、少し具体的に申し上げますと、これまでの施設、いわゆる幼稚園、保育所、そして認定こども園といったような施設になるわけですが、それとはまたほかに、いわゆる地域型保育といったようなものを、これは四つございまして、小規模保育、それから家庭的保育、それから訪問型の保育とそれから事業所の保育といったような4形態を考えているようです。これまでもこれらの保育所はあったわけですが、これを市町村の認可事業にいたしまして、いわゆる民間だけではないと思いますが、主に民間事業者が参入しやすいような形で、これまでの施設型だけでは賄いきれなかった部分をこういった地域型の保育所をも活用するというふうなものも今回の大きなねらいになってきているようです。そういったことで、これらが今後、これまでもあったわけだったのですが、こちらでの認可になっていきますので、これらが新たな受け皿になっていくということが期待されているといったようなところで。

以上です。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

今の説明は確かにそういう制度ということで選べるということですが、平泉のことを考えた場合は二つの保育所、幼稚園は町のということで公立というふうになっております。その中で今後、新たな民間に移行とかそういうことは想定はしておりませんね。その確認です。

議長（青木幸保君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

現在、公立3施設で運営しておりますので、特に現在のところは民間に移行するとかというような話は今のところはございません。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

そして、最近の新聞報道でも、国としては認定こども園というのを進める考えもあったのでし

ようが、公定価格の中で認定こども園としての優遇はないということのようですので、多分平泉の場合は今の現状の同じような形で進めていくというふうに理解をしてよろしいのですよね。そして、そのほかにファミリーサポートセンター事業とか、それから学童保育の件につきましても平泉側、そして長島側で要望が出ているということで町長の所信表明の中にもありましたが、長島側の学童保育も実現させたいという考えもございましたので、そういったことできめの細かい保育というふうな考えでよろしいのか、そこをちょっと伺いたいと思います。

議長（青木幸保君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

認定こども園につきましては、今回の新制度では、これは認定こども園はこれまでもあったわけですが、施設型給付といったようなものに一本化していくというのが打ち出されております。それから、これまで省庁間でそれぞれ管理してきたものをこれまた法律で一本化していくといったようなものになるということだけだというふうに思っております。問題なのはその施設型給付がどの程度なるか、これは公定価格がどのぐらいに設定されるかによるというふうに考えておりますが、公立の場合はもともと税金で運営してきたというふうなことがございますので、保育所、幼稚園含めてあまり、これ新制度には保育所は入っていくわけですが、あまり公定価格がどうだからといったような形での直接的な影響と申しますか、ものはないというふうにいわれております。問題なのは民間保育所です。それから民間の幼稚園は選択性になりますので、新制度に入っても入らなくてもいいといったようなこともございます。ということで、例えば民間の保育所の場合はこれまで委託でやってきました。他市町村に委託すると、これは変わりません。変わるのはあくまでも公定価格に基づいた委託料が変わっていくといったようなこととか、いずれそういった、これまで措置費でやってきたのが公定価格が変わっていくといったようなこと、今言われているのは、従来よりは多少手厚くなるのではないかみたいなことは新聞には載っているようです。いずれ、今後示されてくるというふうにいわれております。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

多分、今年度はその移行期なのかと思いますので、ただ、平成27年度、今ニーズ調査をしてその結果を受けて子ども・子育て会議の意見を聞いてとなると、もう今年末には来年の募集も始まるでしょうから、そういったところで間に合うのかといった危惧もされるころではあります。それからもう一つ、町長の答弁の中にもあったのですけれども、アンケート調査の中から病後児保育ということについてニーズがあるかないかという、そういうアンケートをとったが9割方ですか、ほとんど祖父母とかそういった形で見ていると。実際、平泉保育所が病後児保育の制度はとっているのかどうか伺います。

議長（青木幸保君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

これまで病後児保育については実施はしておりません。一関の例などを見ますと医療機関との連携といったようなものが需要でございまして、そういう連携施設がちょっとここではとれないということで、また、ニーズ調査にも出ているように、親、あるいは親戚といったようなところでほとんどが対応されているというふうな現状を踏まえまして、これまでは実施はしてきておりません。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

よく聞くのが本当に子供が熱を出した時に見てくれる人がいないということで結構大変な思いをしている、病気をして入院したとか実際の正常に戻るまでの間とか、そういったところで結構親も大変な思いをしているのではないかと思うので、そういった制度もやはり今後の来年からの制度の中で考えていく必要があるのではないかというふうに思っています。

次に処遇改善についてですけれども、今、臨時の職員の数ということで答弁の中にもありましたが、やはり正職員の3倍ほどの保育士が担っているということですのでけれども、現場の声を聞くとやはり非常に保育士の確保に苦勞しているという声が聞こえてくるわけですね。それで年度当初の待機児童はなかったと、ぎりぎりのところで確保はしましたと。ただ、年度の途中においてほとんどゼロ歳児ということで、保育の必要があった場合にそれを受け入れるのですが、保育士が見つからないと、そういった現状があるというふうに聞くのですけれども、そういう時の対処といえますか、それはどういうふうになっているか担当課でも把握しているのでしょうか。

議 長（青木幸保君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

待機については出さないということで、まず昨年の入所申し込みがあって面接をして決定した分については基本的に受け入れていくという立場であります。それで、一番需要が多いのはゼロ歳児です。それで、産休明けから受けておりますので、月が4月、5月、6月といったような形で少しずつ増えていくといったような形です。これについては何とか、問題なのはいずれ保育士の最低基準がございまして、これに合わせたような形で保育士を何とか確保しながら待機を出さないような形で今後も臨んでいきたいというふうに考えております。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

本当に、確かに聞いてみますと各担任の先生はいずれ正職員は確保したと、ただ、そのほかにゼロ歳児は3人に保育士が1人ということだけれども、9名の入所時に保育士が3人必要だと。残りの2名は臨時の先生だと。そして、2歳児6人に保育士が1人必要だが、やはり18人に保育士が3人必要だが、やはりその中でも正職員が1人だという、21人のクラスは保育士3人の

中で正職員が1人と、そういうことで、非常勤職員は先程の答弁にもありましたように22名の臨時の保育士で担っているというふうになっています。そして、その確保に非常に大変な思いをしているとなった時に、ちょっと任用の条件というか、そういったところが平泉はどのようなのだろうかというところで、ちょっと一関の例とかそこを見てみたのですけれども、やはり平成24年度に国は私立の保育園の保育士の処遇改善臨時特例事業補助金というものを国がつくりまして、昨年、一関市は一関市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金というのを創設して、これは私立の保育園の先生方の給料の改善に充てるというふうな措置もしているようです。なので、やはりそういう条件のいい施設に若い保育士たちはどうしても行きたいのではないかとというふうに思います。そして、なおかつ、一関市は平成22年度から、国の一般職の任期付職員の採用に関する法律に則って、一関市一般職の任期付職員の採用に関する条例という形で5年を限度に、これは正職員と同じ待遇ということでそういう処遇をしているようです。どうしても若い保育士たちはやはりそういうところで働いて、そして任期がもし切れた時に平泉に来て、そしてまた戻るというような、そういったことも聞いたことがあるものですから、やはり処遇というか待遇がよくなければなかなか集まってくれないのではないかと。そして、やはり一番心配しているのは、子供たちにとって、やはり人を扱う仕事に、先生方にやはり気持ちの安定した仕事についていただくような、そういった処遇を持っていただくということが、子供たちにとっても一番保育環境の中で大切なことではないのかというふうに思うわけですね。そのところを、ちょっと先生方の処遇というところで平泉町としてはどういうふうな考えをお持ちか伺います。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

ただいま升沢議員からご指摘されましたとおり、当町の任用制度の中には日々雇用と期限付職員、それから時間雇用という形、三つの形態しかございません。その中で一関市などが採用している任期付職員等の制度もございます。いずれ、これについては、確かに任用条件に伴いまして、なかなか新たに保育士等に応募する方々の確保も難しいということでございます。そういう話を受けまして、まず役場内でも今年度それらの条件等も踏まえながら検討いたしまして、より多くの方々に保育士として応募していただくような形の内容を検討して参りたいというふうに考えてございます。いずれ、様々な任用方法を決めるにあたり条件がございますので、その中で一番よりよい中で検討させていただいて充実した内容に改正していきたいというふうな形で検討する予定でございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

それから次に財務事務について伺います。もちろん保育所の臨時の先生方の出勤簿とかそういったものを管理しているのは現場だと思います。なので、そういったところの先生方の管理、それから賃金とかそういったところはやはりやすい現場の、答弁の中にもありましたけれども、園長

補佐という形の人がそれをやっているというふうな答弁がありました。心配するのは、やはり子供たちのことはもちろんですし、それから親の相談とかたくさんの方のそういった大変なことが結構ベテランの保育士の仕事としてはあるのではないかというふうに考えるわけですね。そのところが、過去にはそういった事務的なこともできる園長先生もいらしたようですが、現在はそのところの事務は園長補佐が行っているということで、やはりその足りない保育士の確保とかそういったところに奔走している現状が、これは長島保育所については園長がそういった形を全部やっているということですが、平泉保育所に関してそういったところが、保育に専念できるような、もう少し改善できないのでしょうかというところはここについてはどういうふうなお考えか伺います。

議長（青木幸保君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

事務をする専任の職員がどちらもいないということですので、それぞれ所長なり所長補佐が役割分担しながら担当しているといったようなのが現状でございます。そのほかにも連絡ノートなり様々な家庭へのいろんな記帳するような事務とかあることも事実です。そういった中で、なるべく保育の方に影響が出ないような範囲でやっているというふうに思いますが、より今後もそういうふうな形でやれるような体制を考えていきたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

ちょっと1番目の質問の最後にしたいと思うのですけれども、朝の7時半から夜の6時半まで、もっと延びて7時から7時というようなこともあるような保育時間を、やはり職員の、4月は臨時の先生も時間外もとってもらおうということもあるようですけれども、5月以降は落ち着いたところでの正職員の先生方でそういった時間外のところは賄っているというふうに聞いています。その時間外手当はどうなっているのでしょうかということ聞きまして、そのところが平泉保育所が1人当たり月17.6時間、約18時間ということがこれはどうなのでしょうかと。ほかの部署の時間外の仕事の時間に比べてどうなのでしょうかとということも実はちょっと伺いたいところはあるのですが、ちょっと時間の関係であとでそこをちょっと教えていただければと思っています。いずれ、やはり時間外というところは、要綱の中にも子供の保育時間、開園時間は7時半から6時半までだと、そして保育時間にそれ以外の延長とかそういった形で見ているといった形で、きちっとした要綱の中でうたわれた時間で子供たちを見ているわけなので、そこを時間外というところで賄うことの整合性というか、その疑問も感じるころではあります。ただ、県内どこの市町村を聞いてみても、やはり本当に大変な思いをしているということはどこに行っても聞くことではあります。

実はこれは岩手日報論壇の中に保育士の処遇改善が急務という記事が出ておりました。やはり潜在保育士が、保育士の資格を持っていても仕事をしていない保育士が休職者調査によるとたく

さんいると。その理由を質したところ、給料が安いと回答者の5割以上だったとの報道があったと。他の業種との平均賃金との比較で10万円も少ないとの調査結果も報じられており、保育士の処遇改善は急を要するというような記事も実は出ております。やはり私自身も女性として感じるのは、やはり家事労働に類するというか、介護でもそうなのですから、保育という面ではやはりほかの職種と比べてどうしても賃金が安いというところがやはり問題があるというところで、これはやはり社会問題として考えていく必要があるのではないかとこのように思っているところです。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

スマートインターチェンジのことについて伺わせていただきます。

実は地権者を集めての説明会の中で、こういったスマートインターチェンジはもちろん総合計画の中にもうたわれていて、今年度になってから急に浮上したというところで、去年のあたりまでCランクだったところが急に実現可能に近いと。国会を通ればネクスコの方でそういった事業の中に入ってきそうだとこのところまで来たということは理解しております。そして、そういったこともあって、地権者を集めて私たちも説明を受けたところですが、今、マスタープランの中にうたわれた町の中に通過交通を入れない、そして安心安全でバス、あるいは歩行、あるいは自転車で観光したり町民が歩いたりできるような、そういった町をつくるのだと。そういうふうな考えで大型の駐車場もつくる、道の駅、それから中尊寺、毛越寺、そして駅周辺、そしてスマートインター、五つの拠点だというふうにさっきの答弁の中にもありました。実際、スマートインター、もちろん利便性という点では分かります。ただ、私自身も中尊寺とかでお客様をちょっとご案内することがあります。その中で、ほとんど1時間半、あるいはそれにプラス30分、2時間ぐらいでサッと来てサッと観光してサッと出ていってしまうというような今の観光形態ということで、やはり町の中に観光客を呼び込む、入れる、町を歩いていただくという、それをねらってこのスマートインターでお客様に平泉に入らせていただきたいということなのでしょうけれども、ただ、今の町の中のそこを改善しないで、このままの状態でもって便利になったことが、簡単に降りられるということは簡単にいられるというふうに考えてしまうのは、それは危惧なのではないでしょうか。そこのところをちょっと町長はどういうふうに考えているか、お聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

先程、町長が答弁いたしましたように、都市計画のマスタープランでは平泉の駅、中尊寺の駐車場、毛越寺の駐車場、そして道の駅、そして今度できますスマートインターチェンジの駐車場、これらの拠点をして、それぞれの駐車場に車を置いていただいて、そして巡回バスでその五つの拠点を回っていただくと、あるいはその中でその駐車場に止めた方はそこで歩いて町内をゆっくり歩いていただく、あるいは自転車で歩いていただくと、そうした中で毛越寺の都市計画道路であったり、今整備を進めています中尊寺通り、それらの中をゆっくりと歩いていただくと。そう

ということによって、いくらかでも町内に滞在していただく時間を長くしていただければ町内の活性化につながるであろうと。今、議員お話しのとおり、今の観光客の方は毛越寺、あるいは中尊寺の駐車場に来て、そこで観光して、そこでまた車に乗ってすぐ帰られるということなわけですので、それらをパークアンドライド方式によって改善をしていきたいということで考えているものでございます。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

ちょっと一つ伺いたいのですが、このスマートインターチェンジは大型の乗用車だけではなく、大型の車も降りられるスマートインターチェンジでしょうか。そうではないスマートインターもあるようなので、そこはどうなっているでしょうか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今回、町で計画していますスマートインターチェンジは大型の12メートルのトレーラーも通行できるものでございます。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

それから、今、商店の人たちとそういう話をしながら、とにかく町としてはそういった形で町の中に人を入れたいのだと、そういうふうに関遊をさせたいという計画で町はそういう道路行政を考えているのだというふうに、ただ、そのところが今回の、はっきり決まった時点で説明をするのだと先程の町長の答弁の中にもありますけれども、やはりそこに持っていくまでのこれからの町の車の流れといいますか、そういったシミュレーションをやはり商業関係者とかそういったところに諮るといいますか、そういった丁寧な説明がないと、今、巡回バスで5拠点から順次町の中を回って観光していただくと。そうすると、逆に今のるんるんバスのところで、なかなかるんるんバスに乗って行ってしまって私たち商店のところで、駅前でもなかなか買い物とかそういったところがやってくれないのだと、そういったことをやはりみんなしゃべるわけですね。だから、そういった不安といいますか、ではこの町の流れをどういう形に持っていきたいかと。だから、スマートインター計画と共に町のそういった人の流れ、あるいは車の流れをやはり町の商店街の人たちとも相談した上で、その地権者だけではなく、決まった時点で説明するとさっきはそうおっしゃいましたけれども、そういった計画のもとにやはり町は進めてくべきではないかと。決まってしまって、今の、昨日もちょっとしゃべったのですけれども、要するに中尊寺の大型駐車場と毛越寺の大型駐車場があって、みんなそこに止めて、毛越寺通りをもう少しこっち手前に駐車場があればもっと通りを歩いてもらえたのに、みんなあそこに持っていかれてしまうと。やはりそれも決まってしまつてあとは何も言えなかつたと、そういうことが平泉の今までの観光

行政の中に多いわけですね。だから、そののところを、町の人たちのそういった意見といいますか、そういったことはやはり丁寧に拾い上げるといいますか、そこが足りないのではないかとこのように考えるわけです。なので、本当に駐車場をつくる場所で本当に注意していただきたいのですけれども、やはり観光地、観光施設のそばにつくられた大型の駐車場は町への人の流れを阻害しているというふうにいわれて、平泉もご多分に洩れず、中尊寺周辺のみが賑わっているということを心配するわけですね。

昨日なんか会った人が言っていたのですけれども、富岡製糸場に行ってきたと。駅の側に駐車場をつくって、とにかくそこから富岡製糸場まではまず歩かせていたと。だから、もともと観光地ではないところは、やはりそれぞれ町の人たちがそういうふうには知恵を絞って、やはりどういうふうにしたらこの町をみんなが潤えるいい町にできるかみたいなことができていくのではないかと。なので、商工会の人たちにも、やはりそう思ったら黙っていないでちゃんと言わなければだめだよと私も言うのですけれども、やはり明確な、でき上がってから、俺、なんだ、こんなこと聞いていなかったと、そういうのに今までの例からするとそういうことが非常に思うわけですね。そこについてどういうふうを考えるかお聞きします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

今、升沢議員からのお話、まさに私もそう思います。ただ、手をこまねくといったら表現が悪いのですが、起きたものだけにいろいろと要望をされるのはいいのですが、その前にやはりやるべきことがあるのではないかとこのように私は思っています。それで、計画の中にもありますが、町の中には通過交通を入れないで、とにかく周りに駐車場を置いて歩いてもらえる、自転車を使う、それでそういうふうなものを活用したまちづくりが必要だといふふうにはもう常々話しております。この間も商工会のある会議のごあいさつの中で話させていただきましたが、中尊寺通りの賑わいの復活事業をしようではないかといふふうな話、道路だけ整備しても通りとしての機能というものがどうなのだといふふうな話をしております。それはるんるんバスが確かに停留所しか止まらない、通過していくではなくて、るんるんバスの中から見て、あ、何かあると、行ってみたいと、そういうふうなやはりまちづくり、その商店というものをやはりつくっていかないと、何か行政がやったことに対してだけ言いやすいからいふのですといふふうには思わないのですが、やはりそういうふうなところの根本的なところをもう少し議論していただきたいためにこの間、商工会の中でそんな話をさせていただきました。

毛越寺駐車場が何であるかといふふうな話ですが、今、当時からすれば観光客がやはり利便性を求めてくるというふうな状況なのです。それで、あの時には毛越寺レストハウスもできて、そこで1カ所でみんな買い物もしてということですが、あそこになくなって、今何を逆に行っているかと考えれば依然として何もしていない、毛越寺に降りても駐車場に止めても買うところも、あやめができましたけれども、そのほかは全然もう食べ物もお土産も買うところがないというのは今でも言われておりますし、当然平泉駅もそのとおりです。そういうふうな話ですので、私から

すれば、もっともっと皆さんからのご意見をいただきながら、行政が主体というよりも地域が、その通りの人たちがどういうふうなものにしたいのか、そこは我々行政も、行政がどう支援するか、そこは皆さんでいきましょうというふうな話をしておりますので、是非いろんな話もいただいたら是非そのまま町の方にも伝えていただければ我々も考えておりますので、その辺よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

これも一つ疑問なのですが、道の駅が今のバイパス上にできますよね。そうした時に、スマートインターの道路があそこ、今のところが祇園線の途中から入るような形になって、そうすると観光客にも是非寄っていただきたい道の駅だと思うのですが、車の流れのシミュレーションとして道の駅に呼び込むためにはどういった道路の流れに、車の流れとして観光客は想定しているか伺います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

巡回バスを利用してそちらに行っていただくということを考えておりますし、あるいは今度新しくできるスマートインターチェンジに降りた方がそこからまた帰る、あるいは北上するという場合は、いずれバイパスを通過して道の駅に行ってくださいというような、いずれ外回りのルートを考えているということでございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

ちょっとそこについてはどういった、道の駅で買い物する人が向こうまで回るかと非常に疑問があります。ちょっと時間もないので、それでは今後の平泉町の人口動態、観光客の推移、町の財政状況などを考慮した計画が本当にこれから必要になるのではないのでしょうか。歴史景観の保全など私たち町民に課せられた課題はとても大きいと思います。人口減少が避けられないこの町の形にもう箱物はいらないという声は多いです。むしろ利便性の追求と望みの少ない企業誘致に奔走するよりは、少々不便でも自然豊かな子育てに優しい景観の美しい町を目指すべきだ、それこそが浄土の町と呼ばれるにふさわしい町になると私は考えるということで、ちょっと私のこの意見を言わせていただいて一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（青木幸保君）

これで、升沢博子議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

議 長（青木幸保君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は明日 11 日、午前 10 時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

散会 午後 3 時 20 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署名議員 阿 部 正 人

同 寺 崎 敏 子